

兵庫県病院薬剤師会摂丹支部会則

総則

1. 本会は兵庫県病院薬剤師会（以下、兵病薬と略す）摂丹支部と称し、丹波・丹波篠山・三田地区の病院・診療所に勤務する薬剤師及び賛助会員を以って構成する。

目的

2. 本会は病院・診療所勤務薬剤師及び賛助会員の研修・業務連絡を行い、併せて相互の親睦を深めることを目的とする。
3. 本部主催の研修会・行事には全面的に支援協力し、支部活動の一環として取り組むものとする。

会議

4. 総会は年1回開く。その他必要ある時は支部長が招集する。総会は会員の過半数の出席をもって成立する。
5. 総会の承認および議決は、総会出席者の過半数による。
6. 研修会は、年4回（5月、8月、11月、1月）開くことを原則とする。

役員

7. 本会には支部長1名、副支部長1名を置き、本部より要請の代議員2名、予備代議員1名、学術2名、文化1名、中小病診1名、編集1名、情報2名、研修2名、先進的薬剤業務若干名の各委員を置く。
8. 支部内役員として、支部長が委嘱する幹事若干名、会計1名、監査1名、災害薬事委員若干名を置く。

任期

9. 役員任期は原則2年（ただし、再任は妨げない）とする。なお、支部長においては、丹波、丹波篠山、三田の順に3地区の順に持ち回りとし、人事異動等による同一施設内の交代を認める。

会費

10. 会費は1ヶ年1,000円とし、途中入会も同一とする。途中退会時も既納の会費は返還しない。

その他

11. 本会の経費は会費及び兵病薬からの交付金を以ってこれにあてる。
12. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

2015年5月26日制定
2026年5月23日改訂